

議案第39号令和7年度市川市一般会計補正予算（第5号）に対
する修正動議

上記の修正案を別紙のとおり地方自治法第115条の3及び市川市議会会議
規則第17条の規定により提出いたします。

令和8年1月19日

市川市議会議長 大久保 たかし 様

提 出 者

市議会議員	中 町 け い
〃	稻 葉 健 二
〃	加 藤 武 央
〃	岩 井 清 郎

議案第39号令和7年度市川市一般会計補正予算（第5号）に対
する修正案

議案第39号令和7年度市川市一般会計補正予算（第5号）の一部を次のよ
うに修正する。

第4表債務負担行為補正の一部を次のように改める。

追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 物価高騰対応デジタル 地域通貨支援金支給事業 負担金	自 令和7年度 至 令和8年度	2,400,000 千円 2,250,000 千円
2 物価高騰対応デジタル 地域通貨推進事業負担金	自 令和7年度 至 令和8年度	150,000 千円

提案理由

本補正予算原案に計上されている物価高騰対応デジタル地域通貨推進事業負担金は、デジタル地域通貨 ICHICO のスマートフォン専用アプリ利用者の増加及び利用の促進を目的とするものであって、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するという本事業の原資である物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の趣旨にそぐわないことから、当該趣旨を最大限生かすため、本負担金の限度額に相当する額を物価高騰対応デジタル地域通貨支援金支給事業負担金の限度額に計上する必要がある。

これが、この修正案を提出する理由である。